

【見え消し版】

~~工事監督における~~
ワンデーレスポンスの手引き

< 島 根 県 >

平成22年4月
(令和6年12月改定)

第1編 目的

公共事業の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や県民ニーズを的確に把握し明確化した上で実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

また、工事及び業務等の発注、施工（履行）、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

ワンデーレスポンスは、これまでにも監督員監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場及び業務において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1. 意義と目的品質確保への取組強化

—(1) 問題解決の迅速化

—発注者の品質確保への取組強化として、工事及び業務の現場等において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、必要な対処について、—必要な発注者の意志決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり、工事及び業務—等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2. 工事及び業務の効率化

—(2) 適切な工程管理

—公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な—価格で県民に提供すること」といえる。個々の公共工事及び業務の現場において、受注者、発注—者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつ—に、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。

—安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が意思疎通を図り協力して適切に工程管理を—おこなうことにより、王期内に速やかに工事及び業務を完成（完了）させ、早期に供用開始をおこなうことでメ—リットが発生する。—

第2編 実施における対象工事及び業務の範囲

ワンデーレスポンスの取組を全ての工事及び測量業務、地質調査業務、土木及び建築関係建設コンサルタント業務において実施する。

第2.3編 実施方法

1. ワンデーレスポンス

- ア 受注者からの協議、承諾、確認など（以下協議等という）に対する回答は、「そ———の日のうち」に実施することを原則ものとする。
- イ 「その日のうち」とは、受注者からの協議開始より24時間以内に回答するも———のとする。—（ただし、土・日等の閉庁日を除く。）
- ウ 監督員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に———回答するものとする。
- エ 監督員で措置できない内容の場合は、上司に報告・相談し、措置可能なものは、———「その日のうち」に回答するものとする。
- オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造———計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、———「その日のうち」に「回答予定日」を通知する。
- カ 通知した「回答予定日」を超過することが明らかになった場合、発注者は、再———度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- キ 回答及び回答日の通知は、原則として書面により行うものとする。
- ク 「その日のうち」の回答が監督員及び主任監督員の不在などにより困難な場合———は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答日を通知することも可とする。な———お、後日、原則として書面により回答日を通知するものとする。

ケ 工事及び業務等の効率的に執行するため、ASP（情報共有システム）や遠隔臨場、WEB会議などの積極的に活用する。
なお、前記各項の協議書等の書面は、電子媒体（電子メール、ASPなど）に代えることができる。

2. 実施における留意点

——ア ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事成果物を完成させる」ことを——共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。

①受注者

——* 工事の場合は、施行工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施——工するものとする。

——* 受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異——が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監——督職員に報告するものとする。

②発注者

——* 工事 又は業務の進捗状況を 常に適宜、把握確認し、現場 等の問題点を 事前に早期に把握する。

——* 現場条件等に重大な差異やその他問題が生じた場合には、発注者、受注者、——設計コンサルタント （業務の場合は不要）による 三者協議を実施し、方針を決定する。

——イ ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工 又は業務遂行の中で発生する諸問題に対し迅速に——対応し、効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事 及び業務の監督 及び検査の——実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。